

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第三十六条（略）

2・3

（略）

4 第一項の給付（健康保険法第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

現 行

第三十六条（略）

2・3

（略）

4 第一項の給付（健康保険法第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わない。

（傍線の部分は改正部分）

（附則第十七条関係）

改 正 案

第五十六条（略）

2（略）

3 第一項の給付（健康保険法第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行いう同法第七条第二十三項に規定する療養病床等に入院する者については、行わない。

現 行

第五十六条（略）

2（略）

3 第一項の給付（健康保険法第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行いう同法第七条第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わない。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第二十五条（略）

25
（略）

6 医療（厚生労働大臣が定める療養に係るものと除く。）は、
介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施
設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養病床等
に入院している者については、行わない。

現 行

第二十五条（略）

25
（略）

6 医療（厚生労働大臣が定める療養に係るものと除く。）は、
介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施
設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養型病床
群等に入院している者については、行わない。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（特定医療用建物の割増償却）

第十二条の三 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成五年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に、病院又は診療所のうち医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の所得の金額の計算上、当該特定医療用建物（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算にし第十二条から第十二条までの規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該特定医療用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の八に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額

（特定医療用建物の割増償却）

第十二条の三 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成五年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に、病院又は診療所のうち医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第三項に規定する療養型病床群に収容された患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の所得の金額の計算上、当該特定医療用建物（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算にし第十二条から第十二条までの規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該特定医療用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の八に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額

とする。ただし、当該特定医療用建物の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 (略)

(中小企業者の機械等の特別償却)

第四十五条の二 (略)

2 (略)

3 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定医療用建物（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に次の各号に掲げる区分

金額とする。ただし、当該特定医療用建物の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 (略)

(中小企業者の機械等の特別償却)

第四十五条の二 (略)

2 (略)

3 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる建物及びその附属設備でその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定医療用建物（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に次の各号に掲げる区分

に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

一 (略)

二 介護保険法第七条第二十三項に規定する介護療養型医療施設の療養病床等(同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る。)のうち政令で定める病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備 百分の八

三 病院又は診療所のうち医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備 百分の八

(略)

4

に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

一 (略)

二 介護保険法第七条第二十三項に規定する介護療養型医療施設の療養型病床群等のうち政令で定める病床に収容された患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備 百分の八

三 病院又は診療所のうち医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群に収容された患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備 百分の八

(略)

4

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（看護婦等確保推進者の設置等）

第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該

病院に看護婦等確保推進者を置かなければならない。

一 その有する看護婦等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく厚生労働省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの

（看護婦等確保推進者の設置等）

第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該

病院に看護婦等確保推進者を置かなければならない。

一 その有する看護婦等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号又は第一号の二の規定に基づく厚生労働省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの

二 （略）

255 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第七条（略）

2522

（略）

23 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養病床等に規定する療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院の病床のうち痴呆の状態にある要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるものと有する病院又は診療所であつて、当該療養病床等に入院する要介護者（その治療の必要な程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービ

現 行

（定義）

第七条（略）

2522

（略）

23 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養型病床群等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第三項に規定する療養型病床群（その全部又は一部について専ら要介護者を入れさせるものに限る。）又は同法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち痴呆の状態にある要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所であつて、当該療養型病床群等（当該療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入れせるものにあつては、当該専ら要介護者を入れせる部分に限る。以下同じ。）に入院する要介護者（その治療の必要な程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービ

ス」とは、介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。

(医療法の準用)

第一百五条 医療法第八条の二第二項及び第九条の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第一百一条から前条までの規定に基づく处分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定介護療養型医療施設の指定)

第一百七条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生労働省令で定めることにより、療養病床等を有する病院又は診療所であつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 前項の申請は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養病床等の入所定員を定めてするものとする。

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る入所定員の総数が、

(医療法の準用)

第一百五条 医療法第九条の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第一百一条から前条までの規定に基づく处分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定介護療養型医療施設の指定)

第一百七条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生労働省令で定めることにより、療養型病床群等を有する病院又は診療所であつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 前項の申請は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養型病床群等の入所定員を定めてするものとする。

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養型病床群等に係る入所定員の総数が、

同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第八条第一項第三号の指定をしないことができる。

(指定の変更)

第一百八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養病床等の入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護療養型医療施設に係る同号の指定の変更を申請することができる。

2 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第一百八条 (略)

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象

が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養型病床群等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

(指定の変更)

第一百八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養型病床群等の入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護療養型医療施設に係る同号の指定の変更を申請することができる。

2 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第一百八条 (略)

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養型病床群等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等

サービスの量の見込み

二・五 (略)

3・4 (略)

第二百九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百五条において準用する医療法第八条の二第二項及び第九条の規定に違反した者

対象サービスの量の見込み

二・五 (略)

3・4 (略)

第二百九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百五条において準用する医療法第九条の規定に違反した者

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（介輔^ほ）

第百条⁽¹⁾ (略)
255 (略)

6 介輔^ほが病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数

人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項

中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師」とあり、同条第二項中「臨床研修修了医師及び歯科医師」とあり、同法第八条、第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「医師」とあり、同法第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第六十九条第一項第五号中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔^ほ」とする。

7510 (略)

（介輔^ほ）

第百条⁽¹⁾ (略)
255 (略)

6 介輔^ほが病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数

人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項

及第二項中「医師及び歯科医師」とあり、同法第八条、第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「医師」とあり、同法第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第六十九条第一項第五号中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔^ほ」とする。

（歯科介輔^ほ）

（歯科介輔^ほ）

第一百一条 (略)

2 (略)

3 前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科介輔^はが業務を行う場所について準用する。この場合において、同条第六項中「臨床研修修了医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えるものとする。

第一百一条 (略)

2 (略)

3 前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科介輔^はが業務を行なう場所について準用する。この場合において、同条第六項中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えるものとする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（介輔^ほ）

第一百条

（略）

255

（略）

6 介輔^ほが病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師」とあり、同条第二項中「臨床研修修了医師及び歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修修了医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修修了医師」とあり、同法第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第六十九条第一項第五号中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔^ほ」とする。

現 行

（介輔^ほ）

第一百条

（略）

255

（略）

6 介輔^ほが病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師」とあり、同条第二項中「臨床研修修了医師及び歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修修了医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修修了医師」とあり、同法第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第六十九条第一項第五号中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔^ほ」とする。

(歯科介輔)^ほ

第一百一条 (略)

(略)

3 前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔^ほ及び歯科介輔が業務を行う場所について準用する。この場合において、同条第六項中「「臨床研修修了医師」」とあるのは、「「臨床研修修了歯科医師」」と読み替えるものとする。

(歯科介輔)^ほ

第一百一条 (略)

(略)

3 前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔^ほ及び歯科介輔が業務を行う場所について準用する。この場合において、同条第六項中「「臨床研修修了医師」」とあるのは、「「歯科医師」」と読み替えるものとする。